



◎ 広報

# ごじょうめ

今月のひとコマ

## 思い出を胸に、新たな道へ

3月10日、五城目第一中学校の卒業式が行われました。卒業生46人は、鷲谷真一校長から1人ずつ卒業証書を受け取り、たくさんの思い出が詰まった学び舎を巣立ちました(写真下。写真上は3月16日に行われた五城目小学校の卒業式)。

令和4年 4月号  
APRIL 2022 No.1053

4

[www.town.gojome.akita.jp](http://www.town.gojome.akita.jp)



五城目町観光PRキャラクター  
たまごちゃん

# 令和4年度当初予算や 町総合発展計画基本構想など 33案件を原案通り可決・承認 3月議会定例会



3月7日から15日までの日程で開催された3月議会定例会。33の案件が全会一致で原案通り可決・承認されました。

令和4年第1回町議会定例会が、3月7日から15日までの日程で開催され、「令和4年度一般会計予算」や「町総合発展計画基本構想」、「町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正」など33の案件が、全会一致で原案通り可決・承認されました。  
今月号では、定例会初日に行われた渡邊町長、畑澤教育長の新年度の町政運営などの施政説明を抜粋して紹介します。



町政運営の施政説明を行う渡邊町長

## 町長施政説明

### 新しい総合発展計画を策定

町では、昭和45年に「町総合発展計画」を策定し、その時々々の社会情勢に対応した施策を展開しながら、積極的なまちづくりに取り組んできました。  
このような中、平成23年度に策定した現計画が令和3年度で終了することから、新たな計画を策定することから、新たな計画を策定することから、昨年4月に町民まちづくりアンケートを実施し、町民ニーズの把握に努めるとともに、各分野の有識者24人による策定審議会を設置し、まちづくりに対するご提案やご意見をいただきました。計画の策定を進めてきました。  
本計画では、10年後の町の将来像を「ひとが輝き、まちが輝き、そして未来が輝く五城目」とし、その実現を図るため、分野ごとに6項目の

基本目標を掲げ、暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれる町を目指します。  
**高齢者保護の見守りシールを導入**  
認知症等の高齢者が徘徊し行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードを読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届く「おでかけ見守りシール（仮称）」の導入に向け、警察など関係機関と調整のうえ体制を整備してまいります。

**千代田区と連携し 脱炭素への取り組みを推進**  
2050年の脱炭素社会実現を目指し、千代田区と町は、二酸化炭素排出削減の取り組みの一環として、植栽や間伐などの森林整備事業を実施する協定を締結します。  
その第1段階として、本年秋ごろに、川堤町有林への植栽事業を予定しており、今後、地方連携による再生可能エネルギーの活用なども視野に入れながら、さらなる進展を図ってまいります。  
脱炭素社会の実現は、地球環境に対する取り組みであり、民間企業も積極的に事業に参入していることから、町としても、このたびの総合発展計画の基本構想にある、持続可能な「未来が輝く五城目」を将来に引

き継ぐことができるよう、脱炭素社会実現に向けた取り組みを推進していきます。

### 生活応援商品券事業 利用率は98・9割

新型コロナウイルス感染症拡大が収束に至らず、町の経済活動に甚大な影響を及ぼしていることから、全町民の消費喚起によって町内商工業者を支援するために実施した「オール五城目生活応援商品券事業」と、秋田県補助金を活用し行った「子育て支援等オール五城目生活応援商品券事業」は事業が完了し、利用率は98・9割の成果となり、町内経済活性化の一助となったものと考えております。

同じく感染症拡大により大きな打撃を受ける飲食業、宿泊業、酒類小売業の方々の事業継続意欲を支援する「飲食関連事業緊急支援事業」は、97・9割の事業者から申請をいただき、昨年12月末までに支援金の支給を終えています。



教育行政の施政説明を行う畑澤教育長

### 財政調整基金を 定期預金と債券で管理運用

財政調整基金は令和3年度末に11億円を超える見込みとなり、これまでの運用実績に照らし、10億円は現行どおり町内金融機関への定期預金とし、1億円を債券により管理運用することとしました。  
購入する債券は「秋田県債」、発行日は令和4年3月25日、年限は10年、利率は0・234割です。

コロナウイルス感染症拡大の影響により、銀行の定期預金利率は底値が長引いている状況下で、町民の財産を安全に管理し、確実に増やす基金の管理運用に努めてまいります。

## 教育長施政説明

### 教育振興基本計画を策定

町全体の将来目標を定めた総合発展計画に基づき、教育・文化の分野では、「郷土を育み、未来を担う『人づくり』」を施策展開の方向としています。  
そこで、教育の中・長期的な目指すべき方向性を示し、学校・家庭・地域・教育行政の連携のもと、教育行政を総合的・計画的に推進するため、おおむね5年間を通じて目指すべき教育の姿を示した「町教育振興

## 町議会3月定例会で 可決・承認された主な議案

- ◆町総合発展計画基本構想  
「ひとが輝き、まちが輝き、そして未来が輝く五城目」を将来像とした、今後10年のまちづくりの基本構想を定めました。詳細は6～7頁をご覧ください。
- ◆町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正  
町消防団員の基本団員の年額報酬を36,500円、災害の場合の出動報酬を1日につき8,000円などと定めました。
- ◆令和3年度一般会計補正予算  
歳出歳入それぞれ6,519万円の減額補正。補正後の累計額は66億730万円です。
- ◆令和4年度一般会計予算  
総額55億5,700万円の予算となっています。詳細は4～5頁をご覧ください。

基本計画」を策定します。  
「郷土を育み、未来を担う『人づくり』」の実現に向け、「新しい時代を切り拓いていく『生きる力』」の育成、「豊かな学びを支えるための基盤整備」、「次世代に引き継ぐ生涯学習の充実」の3つの基本方針を定め、それぞれの基本的方向、施策を示し、本町の教育振興を図ります。

### 少人数指導と 教員の働き方改革を推進

五城目小学校、五城目第一中学校では、令和4年度も引き続き加配教員(注)を活用して少人数指導を推進するとともに、小学校では教科担任制を導入するなど、担任の持ち時数を減らし、教員の働き方改革に努めます。

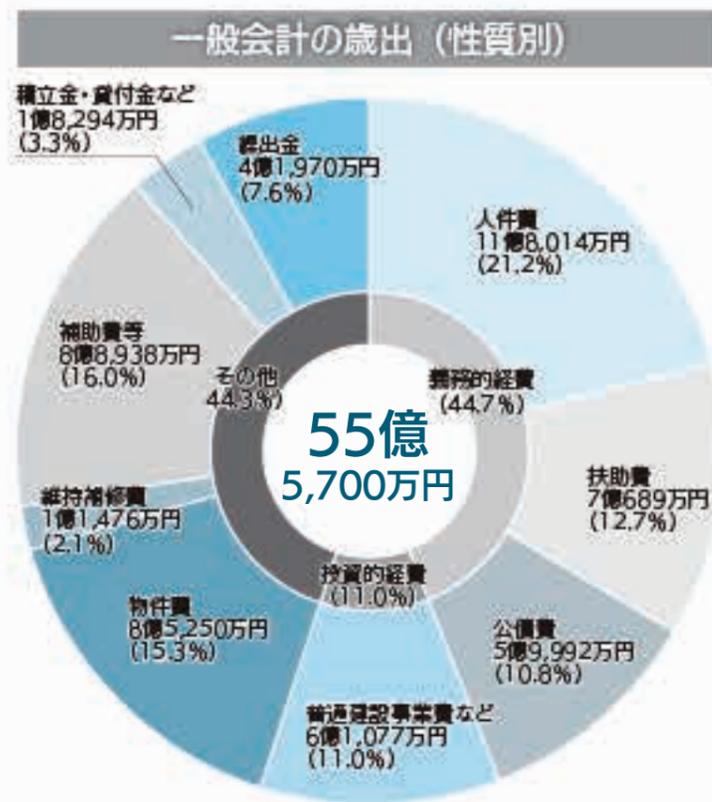
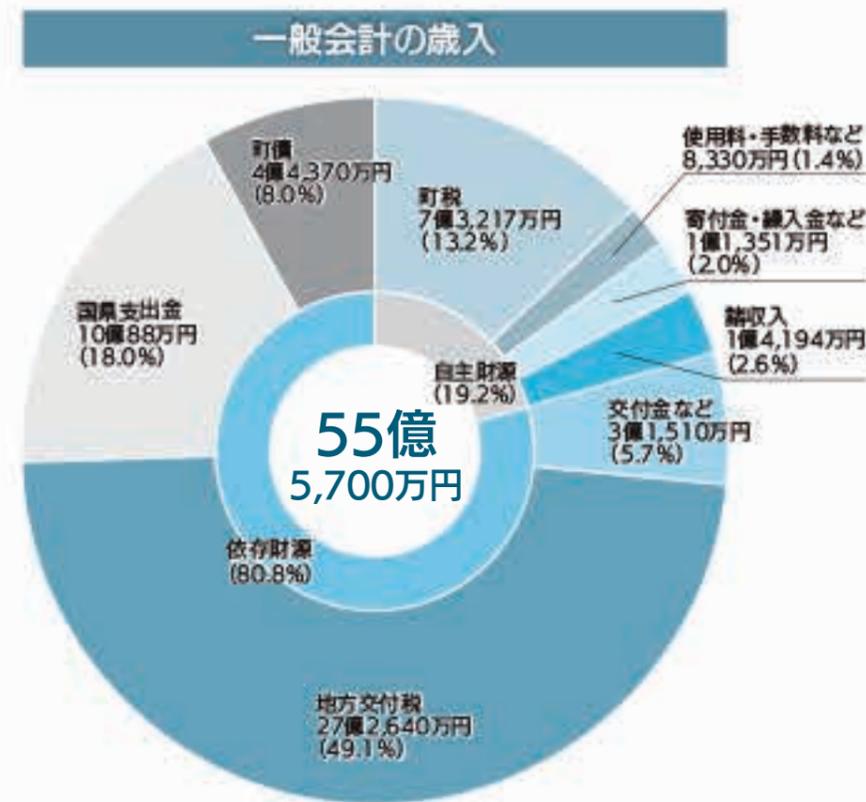
また、働き方改革の一環として、小・中学校へ校務支援システムを導入し、教員の事務作業の負担軽減を図り、削減された時間を子どもたちと向き合う時間として確保してまいります。  
**本年度以降の成人式も20歳を対象に実施**  
本年4月から、民法改正により成人年齢が20歳から18歳に引き下げになります。町ではこれまで20歳の祝いとして「新成人を祝うつどい」を行ってききましたが、令和4年以降は、成人年齢が18歳に引き下げになっても、「20歳（はたち）」を祝うつどいとして、20歳を迎える方を対象に毎年8月15日に開催します。

(注)加配教員：義務教育標準法や高校標準法に基づいて算定される公立学校の教員定員に上乗せして文部科学省が配置する非常勤の教員。

新型コロナウイルス対策や  
火葬場の整備などに  
55億5,700万円



昨年度からの継続事業として火葬場の改修工事を進め、完了は令和5年1月末を予定しています。



町議会の令和4年度予算が、町議会3月定例会で可決されました。

この予算は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策への対応を最大限考慮しつつ、持続可能な行財政運営を目標に、限られた歳入財源の効果を最大限活用を図り、多様性を増す行政需要に対し効率的に配分しました。

また、「町総合発展計画」、「過疎地域持続的発展計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの中長期を展望したまちづくり計画を着実に推進し、「第6次行政改革推進プログラム」、「公共施設等総合管理計画」などの行財政改革の取り組みに視点を置きながら、地域の好循環を支え、地域の活性化を推進します。

前年度当初予算に比べ  
1億2,300万円の減

令和4年度の一般会計当初予算は、歳入歳出の総額が55億5,700万円で、前年度に比べ1億2,300万円、率にして2.2%の減額となりました。

歳入では、町税が前年度比760万

令和4年度 予算の主な使いみち

火葬場整備関連事業 1億8,502万円

平成2年度の供用開始から30年以上が経過し、老朽化が進む火葬場の大規模改修工事を進め、令和5年1月末の完成を目指します。

地方道路整備事業 (交付金事業) 1億3,368万円

町道新畑町通線や町道五城目外環状線の舗装改良工事を行うほか、五城目橋・寺庭橋の本工事に着手します。

一般廃棄物埋立処分場整備事業 6,305万円

浸出水処理施設の電気・機械設備や腐食した鋼製建具の交換などを行い、埋立可能な令和25年度まで健全に運営できるよう、改修工事を進めます。

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 3,986万円

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る会場の整備や医療従事者の確保などを行います。

小型動力ポンプ積載車購入事業 2,369万円

運用から20年以上が経過した、消防団の小型動力ポンプ積載車4台を更新します。

特別会計予算	
会計名	当初予算額
国民健康保険	11億5,974万円
後期高齢者医療	1億4,905万円
介護保険	19億3,526万円
障害認定事業	367万円

水道事業会計	
安心して使える水を供給するために使います。	
区分	当初予算額
収益的収入	2億1,974万円
収益的支出	2億3,431万円

下水道事業会計	
環境を守る公共下水道の整備や汚水処理のために使います。	
区分	当初予算額
収益的収入	2億8,680万円
収益的支出	2億8,117万円



# 今後10年間のまちづくりの指針

## 町総合発展計画（令和4年度～令和13年度）を策定

令和4年度を初年度とする、新たな「町総合発展計画」の基本構想が、町議会3月定例会で可決されました。

新たな計画は、今後10年間のまちづくりの指針となるもので、町が行うすべての施策や事業は、この計画に基づいて実施します。

今月号では、計画の概要をご紹介します。

### 町民の皆さまからの意見を計画の策定に反映

計画の策定にあたり、町の施策に対する町民の皆さまの満足度やニーズを把握するため、昨年4月に「町民まちづくりアンケート」を実施しました。

また、各種団体や地区町内会の代表らを委員とした策定審議会を実施し、いただいた意見やアンケート調査の結果、町の現状・課題などを踏まえ、まちづくりの方向性などを整理し、今回の計画に反映させています。

### 未来に続く、五城目らしさの追求と創造

計画が目指す10年後の町の姿は「ひとが輝き、まちが輝き、そして未来が輝く五城目」です。

少子高齢化が進む中で、これからのまちづくりを推進していくためには、私たち一人ひとりが厳しい社会情勢を認識し、それを乗り越えていくため、人やまちを未来へ継承する持続可能なまちづくりを行っていくことが求められます。

そこで、「未来に誇れる現在をともに築くまちづくり」を計画の理念とし、先人が築き上げてきたまちの誇りや魅力である「五城目らしさ」をこれからも町民の皆さまとともに創り磨き上げ、未来へと繋げていくため、分野ごとに6つの基本目標を掲げ、それぞれの施策を実行しながら、暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれる町を目指します。



策定審議会での審議結果が取りまとめられ、3月4日に宮川東典会長（78歳・帝釈寺）から渡邊町長へ答申書が手渡されました。

## 6つの基本目標と主な施策

### ① 自然と調和した暮らしを支える“基盤づくり”

- 魅力ある景観の形成
- 住環境空間の整備
- 地域公共交通対策の推進
- 地球温暖化対策と新エネルギーの検討
- 地域防災力の強化

### ② 地域に賑わいと活力を生む“産業づくり”

- 農林業の振興と担い手の育成・確保
- 地場産業の育成支援による商工業の振興
- 企業誘致並びに雇用機会の創出
- 起業家の支援

### ③ 幸せに、自分らしく生きる“安心づくり”

- 子育て支援環境の充実および少子化対策
- 福祉の充実
- 高齢者の生きがいづくりの推進
- 保健対策の充実と医療体制の維持・連携強化

### ④ 郷土を育み、未来を担う“ひとづくり”

- 学校教育の充実
- 生涯学習の推進
- 多様なスポーツ活動の普及
- 伝統文化の継承

### ⑤ お互いの心がかよう“つながりづくり”

- 元気な地域づくりの推進
- 多様性に満ちたまちづくりの推進
- 移住・定住・交流事業の推進

### ⑥ 健全で持続可能な未来を目指す“地域経営”

- 健全な財政基盤の確保
- ニーズに対応した行政サービスの提供
- 公共施設等の維持管理

## 町の将来像

ひとが輝き、まちが輝き、そして未来が輝く五城目

総合発展計画が目指す10年後の町の姿です。この将来像を達成するため、7つの6つの基本目標に沿った各施策を進めます。

## 総合発展計画の構成



計画期間は令和4年度から令和13年度までの10か年とし、前期と後期それぞれ5か年の基本計画で構成します。

# 令和4年度 地方創生関連事業一覧

町では、しごとづくりや移住・定住を促進させるため、町内の金融機関や商工会等と連携しながら、各種補助事業を実施しています。ご相談は随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。事業内容の詳細は、町ホームページに掲載しています。

## 事業所の改修を応援します

改修に要する工事費等の経費を補助します（町内事業者による工事等に限り）。  
**▶対象** 町内に住所を有する個人、企業（改修費用が10万円以上であること）で、町が指定する業を営む者（対象となる業種は電話でご確認ください）。  
**▶補助率** 2分の1  
**▶交付限度額** 1件につき50万円  
**▶申込期限** 申請額が予算250万円に達するまで

## 新商品の開発や既存商品改良、商品の宣伝、販路開拓等を新たに行う方を応援します

新商品の開発、既存商品の改良、宣伝、販路開拓等のための経費を一部補助します。  
**▶対象** 町内に住所を有する個人、団体、企業  
**▶補助率** 10分の10  
**▶交付限度額** 1件につき20万円  
**▶申込期限** 申請額が予算100万円に達するまで

申・問 町商工振興課 (☎852・5222)

## 空き家を利活用した移住定住を推進するためのイベント事業を支援します

空き家を利活用した公開リフォームイベント等を実施する方に対して、経費の一部を補助します。  
**▶対象** ・町外から移住された方または移住予定の方  
 ・転入後3年を経過していない方  
**▶補助率** 10分の10  
**▶交付限度額** 1件につき25万円

申・問 町住民生活課 (☎852・5112)

## 農林振興を高めるまちづくりを推進するため正社員を新規雇用した事業所を応援します

60歳未満の方を正社員として新規に1年以上雇用する事業所に対して補助します。  
**▶対象** 社会保険・雇用保険に加入している農林業に関わる町内事業所  
 ※過去に本事業による交付を受けた事業所は不可となります。  
**▶交付限度額** 1事業所につき50万円

申・問 町農林振興課 (☎852・5215)

## 起業する方を応援します

起業のための経費の一部を補助します。  
**▶対象** 本年度中に起業する方  
**▶補助率** 2分の1  
**▶交付限度額** 1件につき50万円

## 五城目町への移住および県内企業に就業される方を支援します

町内への移住・定住の促進と中小企業等における人手不足の解消を目指して移住支援金を交付します。  
**▶対象** 東京都23区（在住者または通勤・通学者）から五城目町に移住し、秋田県が運営する秋田移住支援金マッチングサイト<sup>(注)</sup>に登録されている移住支援金対象法人に正規就職した方が一定要件を満たした方  
**▶交付限度額** 家族で移住の場合は100万円  
 単身で移住の場合は60万円

## 起業する場所を探すため、五城目町に視察に来る方を応援します

五城目町を視察するときの交通費や宿泊費などの一部を補助します。  
**▶対象** 起業しようとしている県外の方（町内に宿泊することを要します）。  
**▶補助率** 2分の1  
**▶交付限度額** 1件につき5万円

## 起業者の持続的な経営、事業所移転等、既存事業の拡充を支援します

広報費、設備費、事業所移転経費などの一部を補助します。  
**▶対象** 町の起業支援制度を活用して起業、または起業相談のうえ起業された方  
**▶補助率** 2分の1  
**▶交付限度額** 1件につき50万円

申・問 町まちづくり課 (☎852・5361)

注) 秋田移住支援金マッチングサイト：<https://kocchake.com/furusatokyujin>



起業や事業の拡充に町の支援を活用

内川浅見内

湯の越温泉

「湯の越の宿」が日帰り入浴施設として復活  
 令和2年度に町の補助金を活用し、5人の方々が起業や事業の拡充を行いました。  
 今月号ではそのうち、令和2年3月をもって休業した内川浅見内の温泉宿泊施設「湯の越の宿」を復活させようと、地域住民とともに活動を進め、本年3月に日帰り入浴施設として「湯の越温泉」をオープンさせた「合同会社ゆあみ」の木下妥子さん（19歳・秋田市出身）に事業への思いなどを伺いました。

本年3月26日にオープンした日帰り入浴施設「湯の越温泉」。乳白色の硫黄泉が温泉の特徴です。

人の繋がりが結い上げられる  
 地元で愛される温泉に



インタビュー  
 木下妥子さん  
 合同会社ゆあみ  
 事業リーダー

地域に300年以上続く温泉を復活させようと、秋田高校在学時の令和2年8月に、町民らとともに「合同会社ゆあみ」を設立。以後、「湯の越温泉再起動計画」のもとに事業を進め、本年3月に日帰り入浴施設「湯の越温泉」をオープン。現在はアメリカのミネルバ大学に在学中。

日本の地域に受け継がれてきた「結い」の繋がりは、これからの秋田や地域のあり方を考えるうえで重要な鍵になります。地域の人のとって気楽に立ち寄れる「湯の越の宿」がお休みしたことは、温泉が一つ減ったという事象にとどまらず、日常の中で地域のつながりを自然と生み出す場がなくなるとも言えます。それは人口減少の進む秋田の現実を小さく体現しており、この場所を舞台に「結い」を編み直すことに挑戦してみたいと考えました。これらの想いを込めて、湯の越温泉再起動計画の発足に伴い「合同会社ゆあみ」を設立しました。「結いを編み直す」ことに加え、温泉ならではの「湯浴み」、そして秋田や世界の課題の前にはまずあなたとわたしの小さな関係性「You&Me」から始まるという意味を重ねています。地域の大切な場所を、地域に住む人たちが自身で復活させより良い場にしていくことを目指し、



▶「湯の越温泉」のご案内  
 ● 五城目町内川浅見内字後田125-5  
 ● 午前9時～午後7時  
 午後6時30分最終受付  
 ● 火曜日  
 ● 大人500円、子ども300円

また、デジタルネイティブ世代といわれる学生ならではの視点から、インターネットを活用して湯の越温泉を知ってもらう試みを提案し、昔の「湯の越の宿」を知る出資者や地域の方々との話し合いを重ね、皆が納得できる時代に合った温泉の在り方を考えていきます。

# 新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目)を実施しています

## 接種券送付時期

町では、新型コロナウイルスワクチンを2回接種した18歳以上のの方に、次のスケジュールで3回目の接種券を順次発送します。

2回目接種日	3回目接種券送付日
令和3年9月30日まで	3月30日に発送済み
令和3年10月1日～10月31日	4月下旬
令和3年11月以降	5月下旬以降

## 接種日と予約方法

接種希望の方は、全員予約が必要です。接種券に同封の**水色のちらし**に集団接種と個別接種の予約方法を記載しています。

※2回目接種日から6か月以上経過した方で、事情により早めの接種を希望する方は**町健康福祉課(☎852・5180)**までご連絡ください。

## 接種場所

基本的に、1・2回目の接種と同じ場所で接種するようにしてください。

●**集団接種** 町民センター

## 県の接種会場(秋田市)でワクチンの3回目接種を行います

県の接種会場では、2回目接種日から6か月以上経過していれば、接種を受けられます。

### 会場

秋田県総合保健事業団 中央健診センター(秋田市川尻町字大川反233-186)

### 接種日

4月24日(日)までの日曜(4日間)

### ワクチンの種類

武田/モデルナ社ワクチン

### 予約方法

①、②のいずれかで予約を行ってください。

### ① 予約専用ウェブサイト

<https://akitapref.va.com/>

### ② 秋田県ワクチン接種予約受付センター

☎0570・015・018  
(午前9時～午後6時、土日祝日含む)

予約枠の空き状況は、県のホームページ(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/62633>)から11確認いただけます。



## 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため町民の皆さまへのお願い

秋田県内での1日の感染者数が約200人と、身近な場所で感染拡大が止まらない状況であることから、感染防止対策の徹底に努めるようお願いいたします。

- 県外との往来は訪問先等の感染状況を踏まえて慎重に判断する。  
往来する場合は、帰宅後の健康観察を徹底し、必要に応じてPCR検査等により感染防止対策を図る。

- 従来と同様に手指の消毒、正しいマスクの着用、こまめな手洗い、うがい、三密の回避といった基本的な対策を徹底する。
- 混雑した場所など感染リスクの高い場所を避ける。
- 不特定多数による飲食を伴う会食は控える。
- 咳、発熱、喉の痛み、体のだるさ、味覚、嗅覚の異常を感じたときは、無理に外出せず速やかに「かかりつけ医」に電話で相談する。

## 発熱などの症状があり受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、右記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

- ▶ あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)の電話番号  
☎018・866・7050 (24時間受付)  
☎018・895・9176 (8:00～17:00受付)  
☎0570・011・567 (8:00～17:00受付)

## 町のホームページが新しくなりました!

町公式ホームページのリニューアルを行い、3月31日から公開しています。

今回のリニューアルでは、目的の情報を探しやすいよう、構造を見直すとともに、アクセスの半数以上を占めるスマートフォン・タブレットからもページが閲覧しやすくなるよう対応をしました。また、町の特色や魅力をより発信できるよう、トップページに町の名所などを紹介する動画欄や写真投稿コーナーを新設しました。

※ホームページURLの変更はありません。



お問い合わせ 町まちづくり課 (☎852・5342)

変更を行っていただきますようお願いいたします。

**問い合わせ先**  
接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ

● **町コロナワクチン予約専用ダイヤル**  
☎0570・666・764  
(平日午前9時～午後4時)

● **秋田県新型コロナワクチン相談センター**  
☎0570・066・567  
(午前8時～午後5時)

● **秋田県新型コロナワクチン小児接種専用相談センター**  
☎0570・022・567  
(午前8時～午後5時、土日・祝日も実施)

● **厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター**  
☎0120・761・770  
(午前9時～午後9時、土日・祝日も実施)

※新型コロナウイルスの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページまたは首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。

◆ **厚生労働省ホームページ**

◆ **首相官邸ワクチン特設ページ**

## 接種券が届かない場合

次に該当する方は、接種券が届かない場合があります。  
● 他市町村で2回目の接種を受けてから、本町に転入した方  
● 海外で接種を受けた方  
※お手数をおかけしますが、**町健康福祉課(☎852・5180)**へご連絡ください。

## ワクチンの種類

**接種費用** 無料

個別接種はファイザー社ワクチン、集団接種はファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンを使用します。ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

## 接種場所

湖東厚生病院  
第1スクールの対象であった小学3年生～5年生で、第2スクールの接種を希望する方も予約可能です。  
予約日と新規対象者については、4月中旬に個別にお知らせします。  
※接種予約日に、新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合や体調が悪い場合は、予約のキャンセルや日時

1回目接種日	2回目接種日	定員
5月10日(火)	5月31日(火)	16人
5月11日(水)	6月1日(水)	16人
5月13日(金)	6月3日(金)	16人
5月17日(火)	6月7日(火)	16人
5月18日(水)	6月8日(水)	16人
5月20日(金)	6月10日(金)	16人
5月24日(火)	6月14日(火)	16人
5月25日(水)	6月15日(水)	16人
5月27日(金)	6月17日(金)	16人

**5歳～11歳の接種日程**  
第2スクールのワクチン接種の日程は次のとおりです。  
※12歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前月に接種券を発送します。  
※18歳の誕生日を迎える方は、1・2回目の接種日から6か月経過後に3回目の接種券を送付します。

# 町内の商工業者や子育て世代・住民税非課税世帯等を支援

## 中小企業事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症が五城目町の経済に甚大な影響を及ぼし続けていることから、町内の商工業者の皆様へ、事業継続のための支援金を支給します。

### ▼支給額

- 法人（中小企業） 20万円
- 個人事業主 10万円

### ▼支給対象者

令和3年12月31日以前から事業収入（売上）を得ていて、

### ●法人の場合

令和4年1月1日以前から引き続き3か月以上五城目町に事業所を置き、五城目町から法人住民税が課税される中小企業。

### ●個人事業主の場合

令和4年1月1日以前から引き続き3か月以上五城目町の住民基本台帳に登録がある方。

### ▼支給要件

申請の後、一年以上事業を継続する意思があること。

※1事業者1回限りの支給

### ▼申請書

対象と思われる方には、申請書を送付します。

▼申請期間 令和4年6月30日（木）  
問 町商工振興課 ☎852・5222

## 学校給食費支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和4年4月分から令和5年3月分までに相当する学校給食費を、町が全額支援します。

### ▼支援対象者

五城目町に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ① 五城目小学校および五城目第一中学校に在籍している児童等の保護者
- ② 特別支援学校の小学部または中学部に在籍している児童等の保護者
- ③ 五城目町立学校以外の小学校または中学校に在籍している児童等の保護者

④ その他、町長が特に交付することが適当と認めた児童等の保護者

▼支援金の額  
学校給食法の規定に基づき、保護者が負担すべき学校給食に要する経費の

令和4年4月分から令和5年3月分に相当する額。

ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一

部について給付等を受けた場合は、支援金の額から当該給付額を除くものとします。

### ▼申請方法

①に該当する保護者の方

学校から配布される申請書を、学校へ提出してください。

②③④に該当する保護者の方

申請書を学校教育課で入手していただくか、町ホームページからダウンロードして、ご記入のうえ学校教育課へ提出してください。

### 問 町教育委員会学校教育課

☎852・5372

## すくすくみらい応援特別誕生祝金

新型コロナウイルス感染症による生活への影響が長期化する中で、誕生したお子様がこの難局を乗り越え、明るい未来に向かってすくすくと成長することを願い、「すくすくみらい応援特別誕生祝金」を支給します。

### ▼支給対象者

令和4年4月1日から令和5年3月31日に生まれ、本町の住民基本台帳に記載されたお子様

▼支給額 10万円

▼申請方法  
出生届提出時に、町健康福祉課の窓口で申請書を提出していただきます。  
▼お持ちいただくもの  
印鑑、口座情報（金融機関名、口座番号、口座名義）が分かるもの  
問 町健康福祉課 ☎852・5180

## 生活支援臨時特別給付金

### ① 住民税非課税世帯

本年1月21日に発送した分の申請期限は、4月21日（木）です。

申請期限は、通知を発送した日から3か月経った日ですので、忘れずに申請をお願いします。

### ② 家計急変世帯

①に該当する方以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの1年間の（給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の経常的な収入見込額が住民税の非課税となる水準に相当する額以下である世帯が該当します。町総務課または町ホームページから申請書を取得し、記入のうえ関係資料を添付し町総務課へ提出してください。申請期限は、9月30日（金）ですので、忘れずに申請をお願いします。  
※①、②に関わらず、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

▼支給額 10万円  
問 町総務課 ☎852・5332

## ～町民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進します～

### 生活環境等維持管理業務

#### こんな活動を支援します

地域環境美化、清掃、維持管理など、身近な環境をきれいにしようとする活動で地域の皆さんの労力で実施できる業務を町が委託し、必要な経費を町が負担します。

#### 対象経費

消耗品、燃料、原材料、借上料など  
(上限3万円)

#### 令和3年度の活用実績

- 道路沿線などの清掃活動・・・16団体
  - 公園、広場等の美化活動・・・3団体
  - 美化活動・・・・・・・・・・・・4団体
- 23の団体に取り組んでいただきました。

ありがとうございました。

### まちづくり活動チャレンジ支援事業

町では、地域課題の解決や連携促進、魅力普及など町民の皆さんが力を合わせて新たに取り組むまちづくり活動を支援します。

#### ▶対象団体

五城目町内に活動拠点を有する5人以上で構成される団体（町内会、各種グループ、企業等）

#### ▶補助金上限額

25,000円（補助率10/10）

新たなまちづくり活動の企画についてのご提案、ご相談をお待ちしております。

※募集のあったチャレンジについては、町と協働による事業推進のための事前協議（ワークショップ）を開催します。

このほか、【まちづくり活動支援交付金制度（上限25万円、補助率10/10）】もご用意しています。

#### 令和3年度の活用実績 1団体

●学生服や学用品等のリユース事業（ボランティアグループおさがり広場）



#### 皆さんのチャレンジをお待ちしています!

##### 地域の課題解決

景観美化、除雪・見守り・買い物・移動等の生活支援、子育て支援、観光振興、朝市振興など

##### 地域の連携促進

地域ふれあいイベント、世代間交流活動、健康づくり、防犯防災活動など

##### 地域の魅力普及

地域資源発掘・コミュニティビジネス、伝統行事・文化の保存継承など

「協働のまちづくり」や「まちづくり活動チャレンジ支援事業」などに関するお問い合わせは町まちづくり課 ☎852・5361

## 令和4年度五城目町会計年度任用職員を募集します

- ① 学習支援員（放課後）（補助） ..... 1人
    - ▶業務内容 小学校児童の学習支援（放課後）の補助
    - ▶任用期間 5月2日～3月31日（夏休み等の長期休業期間は勤務時間を延長）
    - ▶勤務時間 学校教育課課長が別途指示する日において1日につき4時間以内  
15時間/週 以内
    - ▶報酬（給料）854円/時間
    - ▶必要な技術・資格 資格不要
    - ▶担当課 学校教育課 ☎852・5372
  - ② 生活支援員（放課後）（補助） ..... 2人
    - ▶業務内容 小学校児童の放課後保育の補助
    - ▶任用期間 5月2日～3月31日（夏休み等の長期休業期間は勤務時間を延長）
    - ▶勤務時間 学校教育課課長が別途指示する日において1日につき5時間以内  
15時間/週 以内  
※土曜日勤務があります
    - ▶報酬（給料）854円/時間
    - ▶担当課 学校教育課 ☎852・5372
- ▶申込方法 町総務課で募集要項と所定の応募書式の提供を受け、必要事項を記入のうえ持参してください。  
▶申込期限 4月8日（金）  
▶選考方法 4月18日（月）に、面接試験を実施（予定）し採用の可否を決定します（面接日程は別途通知します）。  
▶勤務条件 詳細については募集要項をご覧ください。

お問い合わせ 町総務課 ☎852・5332



畑澤 □さん (17歳・高崎㊦)  
 越高□□□さん (17歳・雀館㊦)

秋田西高等学校3年、女子ソフトテニス部所属。昨年12月の全県新人戦では団体準優勝。チーム一丸で、この夏のインターハイ出場を目指します。

チーム一丸となって  
 インターハイ出場を目指す

団体戦で過去に県大会を6度制した強豪・秋田西高校女子ソフトテニス部に所属する越高さん、畑澤さんの2人。昨年は、10月の全県新人大会と12月の全県インドア(室内)大会でそれぞれ団体準優勝の成績を収めるなど、県大会優勝にあと一步のところまで迫りました。

越高さんは、「チームのみんなが『インターハイ出場』という目標のもと、得意なプレーを伸ばしたり、苦手な部分を克服したりとひたすら練習に励んでいる」と、畑澤さんは「校内戦などを通じ、互いに刺激し合いながら個々のレベルアップが図られている」と、それぞれがチーム内に流れる良い空気を感じています。また、副主将を務める畑澤さん

は、率先して下級生に声をかけたり、主将のサポートをしたりと、献身的な働きによってチームの良い雰囲気を作り出しています。

ソフトテニスは、2人1組のペア同士で対戦する競技で、その中で越高さんは「前衛」、畑澤さんは「後衛」と、それぞれ別の役割をこなします。

越高さんは、「ネットの近くでプレーする前衛は、得点につながる場面が多くなる。そのため、積極的に仕掛けに行くことやプレーの確実性を上げることが重要」と、畑澤さんは、「前衛の選手が攻めやすいよう、ラリーを継続させる中で、ボールに縦回転をかけた『ツイスト』や角度をつけて短めに打つ『ショートクロス』を交えながら、相手に良いショットを打たせないよう常に駆け引きをしながら試合に臨んでいる」と、試

合で意識していることや、練習で強化すべき点について話します。また、「試合中にミスをして態度に出さない」、「相手に負けないくらいの声を出す」など、技術面だけでなく、精神面も特に重要とのこと。

インターハイ出場権をかけた夏の総体まではあと2か月。越高さんは「チームとしての『インターハイ出場』という目標は変わらない。また、新学期から部員が増える中で、団体戦のメンバーに入れるようみんなで切磋琢磨しながら頑張りたい」と、畑澤さんは「一昨年は大会がなくなり、昨年はインターハイに出場することができなかった。今年こそインターハイに出場できるよう、自分に負けないテニスで試合に挑みたい」と、最後の夏へ懸ける思いを話しました。

卒業、そして春

First, I would like to say a big congratulations to all of the students who have just recently graduated from the elementary school, the junior high school and the senior high school. I hope that you are excited about the next of stage of either your schooling or life.

はじめに、この春に小学校や中学校、高校を卒業された皆さん、ご卒業おめでとうございます。

新たな学校での生活や人生の新たなステージを目の前に、期待に胸を膨らませていることと思います。

On my morning and afternoon commutes to and from work, it is great to see much of the snow has melted and that spring is almost here. Hopefully, this also means I will be able to start going on some evening walks without it being too cold. So, until next time.

朝と夕方の通勤の際に周りを見渡すと、ほとんどの雪がとけているように感じ、いよいよ春がやってきそうです。

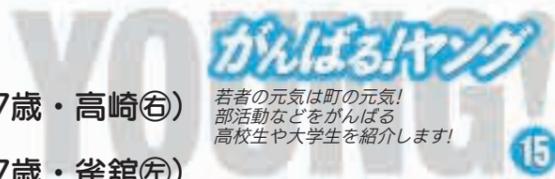
このまま順調に暖かくなれば、冷え込まない日の夜には町の中を散歩しようと思っています。また来月お会いしましょう。

ケリーの  
 ごじょうめ  
 奮闘記



Kelly Joan Morgon  
 ケリー・ジョアン・モルゴン

2020年12月に町の英語指導助手(ALT)に着任しました。出身地は、オーストラリアのノーザンテリトリー州のハンプティドゥーという町です。得意なスポーツはネットボール/よろしくお願ひします(≧▽≦\*)



若者の元気は町の元気!  
 部活動などをがんばる  
 高校生や大学生を紹介します!

15

ごじょうめの  
 文芸



一短歌一  
 休日にはあらねば人のまばらにて  
 満開の梅林冷えて鎮もる 浦横町 大宮 一郎  
 咲き群れしカタクリの花色あわく  
 かめばシャキシャキ 春さわやかに 岡本 二方 征捷  
 北京では燕のように飛翔する  
 スキージャンプの「小林陵侑」 古川町 小濱 キエ  
 シクラメン蕾の数かず立ちあがる  
 花は約束したかのように 八郎潟町 畑澤 英子  
 一俳句一  
 どの字にも花まるありて進級す 畑町 本間 恵子  
 雪の道ころばぬようとひとり言 寺庭 石井 テツ  
 玄関を明けて初春迎えけり 上樋口 猿田ひろ子  
 一川柳一  
 触れ合った友から受ける温い風 西野 佐藤ちずる  
 この冬は鉄腕アトム元気づけ 町村 石井トモ子  
 考える時間をくれたのは雨だ 大川 渡部 光人  
 いつの間に主役は妻の守備範囲 紀久栄町 柴田 銀河



- 新着図書の紹介
- ◆トゲトゲくんはね、ノクオン・ジャギオン著
  - ◆音にさわる/広瀬浩二郎著
  - ◆ぼくのお父さん/矢部太郎著
  - ◆野生のロボット/ピーター・ブラウン著
  - ◆同志少女よ、敵を撃て/逢坂冬馬著
  - ◆藤井ちゃんこ/藤井恵著
  - ◆カミキィの〈かいいい〉季節おりがみ/カミキィ著



- 「わーくる」の開室時間
- ▶平日 午前11時～午後7時
  - ▶土日祝日 午前9時～午後5時
  - ▶休室日 毎週火曜日、毎月第3木曜日
- ※祝日と重なった場合は、翌日が休みとなります。

お問い合わせ 町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

- がんばる人展  
 第61回新年書きぞめ展 (敬称略)
- ▶金賞 金野 零 (五城目小2年)
  - 館岡 萌花 (五城目小2年)
  - 森国 菜央 (五城目小2年)
  - 金野 結芽 (五城目小4年)
  - 草皆 菜桜 (五城目小4年)
  - 吉田 和桜 (五城目小4年)
  - 阿部紗理菜 (五城目小6年)
  - 高橋 千遥 (五城目小6年)
  - 石井 心音 (五城目一中3年)

- ▶銀賞 小玉 北斗 (五城目小3年)
- 小玉 愛花 (五城目小4年)
- 武田 咲桜 (五城目一中2年)
- 小林 翼沙 (五城目一中3年)
- 高橋 胡春 (五城目一中3年)
- ▶銅賞 宮川 陽向 (五城目小6年)
- 小玉 胡桃 (五城目一中1年)

第1回秋田県短詩型文芸大会  
 ❖川柳部門 小・中学生の部  
 ▶入選 小玉 瑛太 (五城目小5年)  
 ※令和4年度の学年で表記しています。

## 子宮頸がん予防ワクチンの接種が無料で受けられます

町では、子宮頸がん予防のための「HPVワクチン（ヒトパピローマウイルス）」の接種費を全額助成します。

この予防接種は、平成25年6月から、積極的な勧奨を一時的に差し控えていましたが、昨年11月に、専門家の評価により「HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当」とされ、原則、本年4月から、他の定期接種と同様に、個別の勧奨を行うことになりました。

また、これまで接種機会を逃した方（キャッチアップ対象者）も4月から接種できるようになりましたので、お知らせします。

接種を希望する方は、ワクチンの有効性とリスクについて十分に理解していただいた上で、接種くださるようお願いいたします。

### ▶対象者

①小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子  
※標準的接種期間：13歳となる日の属する年度（中学1年生）

②キャッチアップ接種の対象者（平成9年度～平成17年度生まれの女性）

HPVワクチンの接種を逃した方に、接種の機会をご提供します。ただし、接種期間は、令和4年4月～令和7

年3月の3年間です。

※すでに自費でHPVワクチンを接種した方は、町健康福祉課へご連絡ください。

※接種を受けたかどうかは、母子健康手帳などでご確認ください。

▶接種料金 無料  
※接種期間を過ぎると定期予防接種対象外（有料）です。

▶接種方法 県内の実施医療機関に予約の上接種してください。

▶持ち物 母子健康手帳、予診票（予診票は、2種類のワクチンがあるため、町から郵送します。接種希望の際は電話でお問い合わせください。）

▶注意事項 ●予防接種を受ける際は、必ず保護者が同伴してください（16歳未満の方）。  
●厚生労働省資料「HPVワクチンについて知ってください～あなたと関係のある“がん”があります～」をよくお読みになってから接種してください（町ホームページにも掲載しています）。

お問い合わせ 町健康福祉課（☎852・5180）

## おたふくかぜ予防接種費の一部を助成します

町では、おたふくかぜ予防接種にかかる費用の一部を助成します。

おたふくかぜは、おたふくかぜ（ムンプス）ウイルスによって感染し、一般的には、片側あるいは両側の耳下腺のはれと痛み、発熱などがみられます。合併症としてまれに脳炎、難聴、無菌性髄膜炎などの合併症をおこす場合があるため、重症化を予防することを目的として接種を実施します。

使用するワクチンは、ムンプスウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。副作用として、耳下腺の軽度腫脹がまれにみられます。

▶対象者 おたふくかぜにかかったことのない1歳から就学前の幼児（年長児まで）

▶回数 1回

※効果的に免疫を獲得する時期として、1回目を1歳ころに接種し、2回目を就学前の1年間で接種することが推奨されています。

▶助成額 5,000円

※接種費用は、医療機関で異なります。接種費用から助成額を引いた額を医療機関へお支払いください。

▶実施場所 南秋田郡内、潟上市、男鹿市、秋田市の委託医療機関

※事前に接種を希望する医療機関にお問い合わせの上接種してください。

▶持ち物 母子健康手帳、健康保険証

※予診票は医療機関においてあるものをお使いください。

お問い合わせ 町健康福祉課（☎852・5180）

4月  
3日から  
9日は

「おうち時間 家族で点検 火の始末」  
春の火災予防運動です

運動期間中、午後7時にサイレンを鳴らします。火災と間違えないよう、ご注意ください。

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季となりました。町では、令和元年から令和3年までの過去3年間、9件の火災が発生しています。その内訳は、建物火災6件（うち住宅火災3件）、その他火災（枯草・ごみ焼きなど）2件、車両火災1件です。出火原因を見ると、電気配線

の不具合によるものが最も多く、次いで野焼き、ガスこんろの順となっています。

火災は財産を灰にし、生命をも奪ってしまいます。以下に示す「住宅防火いのちを守る10のポイント」に注意し、火の用心を心がけましょう。

## 住宅防火いのちを守る10のポイント

### ＜4つの習慣＞

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### ＜6つの対策＞

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的

に点検し、10年を目安に交換する。

- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### 住宅用火災警報器の点検をしましょう

#### ▶定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的<sup>(注1)</sup>に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです<sup>(注2)</sup>。警報器の本体または電池を交換しましょう。



#### ▶古くなったら交換



火災以外で警報音が鳴った場合。

本体の故障か電池切れです<sup>(注2)</sup>。警報器本体または電池を交換しましょう。



注1) 警報器の点検（作動確認）は、春・秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的実施してください。点検の方法は、点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱりで行います。

注2) 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

## 消防関係の申請書・届出書が電子メールで受け付け可能となりました

消防法や火災予防条例に基づく申請書・届出書を電子メールで提出することができます。

電子メール対応の申請書・届出書については、町ホームページの「届出・様式（電子メールで申請・届出可能なもの）」をご確認ください。

- メールの件名に申請書・届出書の表題を、本文に担当者の氏名と連絡先をそれぞれ記載してください。
  - 添付ファイルの容量は10MB以内にし、10MBを超える場合はファイルを分けて送信してください。
  - 事前相談（消防訓練派遣等の日程調整を含む）が必要な場合は、電話でご相談ください。
- ※メールでの副本返却は行いませんが、確認メールを送信します。窓口での受付も引き続き行います。

お問い合わせ 町消防署（☎852・2028）  
受付用メールアドレス yobo@town.gojome.akita.jp

# 令和4年度 乳幼児健診・健康相談日程表

お問い合わせ  
町健康福祉課  
(☎852・5180)

## ●乳児健康診査 【受付12:45~13:15】

健診日	生まれた年月
令和4年 4月18日(月)	令和3年6月・9月・12月
5月30日(月)	令和3年7月・10月、令和4年1月
6月27日(月)	令和3年8月・11月、令和4年2月
7月25日(月)	令和3年9月・12月、令和4年3月
8月29日(月)	令和3年10月、令和4年1月・4月
9月26日(月)	令和3年11月、令和4年2月・5月
10月24日(月)	令和3年12月、令和4年3月・6月
11月28日(月)	令和4年1月・4月・7月
12月19日(月)	令和4年2月・5月・8月
令和5年 1月23日(月)	令和4年3月・6月・9月
2月27日(月)	令和4年4月・7月・10月
3月27日(月)	令和4年5月・8月・11月

## ●1歳児健康相談 【受付10:00~10:30】

実施月日	生まれた年月
令和4年 6月24日(金)	令和3年3月・4月・5月
9月16日(金)	令和3年6月・7月・8月
12月16日(金)	令和3年9月・10月・11月
令和5年 3月3日(金)	令和3年12月、令和4年1月・2月

## ●1歳6か月児健康診査 【受付12:45~13:15】

健診日	生まれた年月
令和4年 5月26日(休)	令和2年9月・10月
6月30日(休)	令和2年11月・12月
8月25日(休)	令和3年1月
10月6日(休)	令和3年2月・3月
12月22日(休)	令和3年4月・5月・6月
令和5年 2月16日(休)	令和3年7月・8月

## ●2歳児歯科健康診査 【受付12:50~13:20】

健診日	生まれた年月
令和4年 6月2日(休)	令和元年9月・10月・11月
8月4日(休)	令和元年12月、令和2年1月・2月
11月24日(休)	令和2年3月・4月・5月
令和5年 3月2日(休)	令和2年6月・7月・8月

## ●3歳児健康診査 【受付12:45~13:15】

健診日	生まれた年月
令和4年 5月26日(休)	平成30年9月・10月
6月30日(休)	平成30年11月
8月25日(休)	平成30年12月、平成31年1月
10月6日(休)	平成31年2月・3月
12月22日(休)	平成31年4月、令和元年5月
令和5年 2月16日(休)	令和元年6月・7月・8月

母子手帳アプリ「ごっこナビ」をご利用ください

母子手帳アプリ「ごっこナビ」では乳幼児健診等の日程や子育て情報等を配信しています。

スマートフォン等で右のQRコードを読み取るか、「母子モ」で検索してアプリストアからダウンロードしてご利用ください。



## 遊びにおいてよ 「こどもの木」

▶利用時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)  
午前9時30分～正午  
午後1時～午後2時30分

4月のわんパーク&シャイニングMom (いずれも午前10時開始)

▶4月11日(月) シャイニングMom  
のし袋に名入れをしよう《書道講座》  
講師：三浦美鈴さん(雅号：葵泉)  
※受講料は500円です。定員になり次第締め切らせていただきます。

▶4月19日(火) はじめましての会&誕生会  
鯉のぼりを作ろう

※いずれも、事前予約をお願いします。  
※こどもの木は当面の間、町民限定の利用となっています。  
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。  
※状況により、行事内容が変更になることがあります。予めご了承ください。

お問い合わせ もりやまこども園内  
こどもの木 (☎852・3805)  
✉ kodomonoki@kids-moriyama.or.jp



## 4月 健診お知らせカレンダー

### 健診

18日(月) 乳児健康診査

対象 令和3年6月、9月、12月生まれ  
受付 12時45分～13時15分  
場所 役場1階保健室

### その他

12日(火)・26日(火) 母子健康手帳の交付  
子育て支援クーポン券の交付

受付 9時～15時  
場所 健康福祉課

※指定日以外で交付を希望される方は、事前にご連絡ください。

お問い合わせ  
町健康福祉課 (☎852・5180)



## 趣味は野菜づくり

□□□□□さん  
(下高崎)



岩野の畑に通いながら野菜づくりに励み、干し大根などを作って売っていたという□□□□さん。現在は、自宅の畑でジャガイモやナス、トマト、キュウリなどを作っているとのこと。  
また、よくラジオを聴いたり、新聞を読んだりするそう、「趣味などに没頭し、楽しく過ごすこと」が、長寿の秘訣と話していました。

## ◆100歳を迎えられた方 (3月18日現在)

3月6日 □□□□□さん(田町) 3月18日 □□□□□さん(岡本一区)

## ◆90歳を迎えられた方 (3月18日現在)

2月20日 □□ □□さん(下山内) 2月25日 □□ □□さん(築地町)  
2月25日 □□□□□さん(野田) 2月25日 □□ □□さん(北北口)  
2月27日 □□ □□さん(岩野) 3月3日 □□□□□さん(下高崎)  
3月4日 □□ □□さん(中川原) 3月10日 □□ □□さん(古川町)  
3月10日 □□ □□さん(矢場崎) 3月10日 □□□□□さん(広青苑)  
3月11日 □□ □□さん(田町) 3月17日 □□□□□さん(石崎)

町で100歳と90歳を迎えられた方をご紹介します ※掲載を希望しない方は、お祝いに行方にお知らせください。

## 日曜大工が趣味



□□□□□さん  
(田町・大正10年生まれ)



3月6日、□□□□□さんが満100歳の誕生日を迎えられました。  
樺太で生まれ育った□□□□さんは、23歳の時に五城目町に住み始めるまで、漁師としてタラ、サケ、ニシンなどの魚や昆布を獲りながら暮らしていました。  
町に住んでからは、営林署や町内の製材所に勤めながら、日曜大工を趣味として、自宅の大工仕事を楽しみながら過ごしたそうです。  
「耳も目もまだ健在」という□□□□さんは現在、入所している施設で皆さんとお話をしながら楽しく過ごしているとのこと、長寿の秘訣は、「3食しっかりと食べることや、歯の健康に気を使うこと」と話していました。

## 仕事一筋

□□□□□さん  
(広青苑)



「若いころは仕事一筋で、誇りをもって仕事に取り組んでいた」と、□□□□さん。面倒見がよく、小さい子どもたちの相手をしたり、一緒に遊んであげたりすることが好きだそうです。  
現在は、施設の皆さんとの交流を楽しみながら過ごしているそう、「よく食べてよく寝ること」が、長寿の秘訣と話していました。

## 80歳まで朝市に出店



□□□□□さん  
(岡本一区・大正10年生まれ)



3月18日、□□□□□さんが満100歳の誕生日を迎えられました。  
富津内の脇村で生まれ育った□□□□さんは、結婚されたのち、子どもは3人、孫は5人、ひ孫は5人に恵まれました。  
結婚を機に野菜づくりに励むようになり、作った野菜は朝市で売りに出し、80歳のころまで出店を続けたそうです。  
また、手先が器用で、浴衣などを縫う針仕事も得意だそうです。  
現在は施設の皆さんのおしゃべりを楽しみながら毎日過ごしているとのこと、長寿の秘訣は、「施設の行事をみなさんと一緒に楽しむことや、好き嫌いをなくすことでよく食べること」と話していました。

# 令和4年度の後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直しされることになっており、令和4年度から保険料率が変わります。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の均等割額の軽減措置についても変更されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、[令和4年7月中旬ごろに決定通知書を送付します。](#)

**保険料の内訳** ※年間保険料額については、100円未満切り捨て。

年間保険料額 (限度額66万円)	=	均等割額 被保険者一人当たり 44,310円	+	所得割額 (総所得金額等-43万円) ×8.27%
---------------------	---	------------------------------	---	---------------------------------

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。  
所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

## 保険料率の見直し

	令和3年度まで	令和4年度から
均等割額	43,100円	44,310円
所得割額	8.38%	8.27%

## 保険料の均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が 下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額	
		令和3年度まで	令和4年度から
43万円+ (給与・年金所得者等 <sup>※1</sup> の数-1) ×10万円	7割	12,930円	13,293円
43万円+ (給与・年金所得者等 <sup>※1</sup> の数-1) ×10万円+28万5千円×世帯の被保険者数	5割	21,550円	22,155円
43万円+ (給与・年金所得者等 <sup>※1</sup> の数-1) ×10万円+52万円×世帯の被保険者数	2割	34,480円	35,448円

※1) 給与・年金所得者等とは、①一定の給与所得者(給与収入55万円超)または②公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)のいずれかを満たす方。

## 特別徴収(年金からの納付)が始まります

4月支給の年金から初めて保険料が特別徴収(年金から納付)になる方へ、4月上旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」を送付します。

## 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の世帯は、窓口負担3割(現役並み所得者)の方を除き、**医療費の窓口負担が2割**になります。世帯の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等の令和3年中の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。

今回の見直しに伴い、例年、被保険者証の更新は1年に1回、7月中旬に送付していましたが、**令和4年度のみ、全被保険者へ7月と9月の2回送付されますので、被保険者証の有効期限にご注意ください。**

- ▶ **7月一斉更新：発送時期【7月中旬】**
  - 有効期限【令和4年9月30日】
- ▶ **9月一斉更新：発送時期【9月中旬】**
  - 有効期限【令和5年7月31日】

令和4年10月から



お問い合わせ 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課(☎853・7155)、総務課(☎838・0610)  
ホームページ: <http://www.akita-kouiki.jp/> → 左枠「保険料について」内

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方に 人間ドック費用の一部を助成します

町では保健事業の一環として、疾病の早期発見や予防など、健康管理に努めていただくことを目的に、人間ドック等の費用の一部を助成します。

令和4年度から、後期高齢者医療保険に加入されている方も助成の対象となりますので、どうぞご利用ください。

### ▶ 対象

- **国民健康保険**  
五城目町国民健康保険に加入しており、令和3年度までの国民健康保険税を完納している世帯の方
- **後期高齢者医療保険**  
後期高齢者医療保険に加入しており、納期限が到来している後期高齢者医療保険料を完納されている方  
また、受診後の補助金交付申請手続きの際に受診結果を提供できる方

### ▶ 助成額

- **国民健康保険**
  - **人間ドック** 費用の2分の1 (限度額25,000円)  
※女性33歳、男性42歳の方は全額(1日コースのみ)
  - **脳ドック** 費用の2分の1 (限度額15,000円)
- **後期高齢者医療保険**
  - **人間ドック** 費用の2分の1 (限度額25,000円)  
※脳ドックは対象外です。

### ▶ 申込方法等

医療機関へ人間ドック等を予約した後に、受診されるご本人が、保険証と印鑑をお持ちになり、町健康福祉課へ申し込みください。

※申し込みをせずに受診した場合、助成を受けられないことがあります。

### ▶ 申込期間 4月1日(金)~12月30日(金)

ドック受診後、領収書、印鑑、通帳、(後期高齢の方は受診結果)をご持参のうえ、町健康福祉課で補助金交付申請手続きを行ってください。

お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5108)

## 国民健康保険の届け出を 忘れずに

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

就職、退職などで国保から他の医療保険へ、または、他の医療保険から国保へ変わる場合には、保険証を確認し、忘れずに14日以内に手続きをしてください。

なお、手続きの際には、次に記載されている持ち物のほか、マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカードや通知カード)、身分証明書(運転免許証など)をお持ちください。

### 【国保に加入するとき】

- ▶ **必要なもの**
  - 社会保険等資格喪失証明書(会社・事業所により名称や様式は異なります)

### 【国保をやめるとき】

- ▶ **必要なもの**
  - 国保の保険証(お持ちの方は、高齢受給者証、限度額適用認定証)
  - 職場の健康保険証又は加入証明書

## 修学のため転出する方へ

国保に加入中の方が、修学のために住所を五城目町外に移す場合は、手続きをすることにより、引き続き五城目町から保険証を発行することができます。

新規に交付を希望するとき、または更新(毎年)の手続きには次のものをお持ちください。

- ▶ **必要なもの**
  - 修学する方の国保の保険証
  - 合格通知書または在学証明書(原本)(合格通知書の提示で手続きをした場合は、入学後に在学証明書の原本の提出をお願いします)
  - マイナンバー確認書類

なお、卒業や中退などで、学生でなくなったときや、就職などで他の医療保険へ変わったときにも届け出をお願いします。

## 「健康長寿ピクス」を開催します

運動をととして体力や認知機能の低下を予防しましょう。

- ▶ **対象者** 運動に支障のない高齢者
- ▶ **日時** 4月25日(月)  
午前10時30分~午前11時30分
- ▶ **場所** 五城館1階 多目的ホール
- ▶ **講師** 健康運動実践指導者 白沢 尚大さん

- ▶ **内容** ストレッチ、筋力トレーニング等
- ▶ **持ち物** 飲み物、タオル、運動しやすい靴、介護予防手帳(65歳以上でお持ちでない方へは交付します)

- ▶ **申し込み** 4月22日(金)まで  
※マスクを着用し、運動しやすい服装でお越しください。  
※五城目町はつつポイント事業の対象です。

お申し込み・お問い合わせ 町地域包括支援センター (☎855・1070)



地域おこし協力隊  
ちせりかの  
(張 梨香)

# 五城目探訪記

最終回 / 4月

今年は花粉はいつやってきますか？

## 地域おこし協力隊を退任します

令和2年6月から「地域おこし協力隊」としてこの五城目町で活動をしていましたが、令和3年度をもって退任いたします。・・・といっても、この町にはまだ住み続けまじし、活動をプツンと途切らせるつもりはありません！一旦の区切りとはなりますが、私個人の気持ちとしては何も変わりませんので、これからもどうぞよろしくお願いいたします！

地域おこし協力隊として活動させていただいた約2年のあいだに、色々な方と知り合い、仲良くさせていただきありがとうございました。ご近所の方々からはいつも声をかけていただきました。馬場目地区は13の集落を役場に近い方から順番に言えるし、連絡係の方の家は地図なしでもわられます(笑)。ツリーハウスのある森山地区の方々は公民館を通じていつもたくさんの人が集まってくれて建設に携わっていただきました(ツリーハウスはサグラダファミリア故、これからも続いていくわけですが)。そのほかにもまだまだ知らない五城目町はたくさんありますが、これからも住み続ける中でゆっくりと知っていきたいです。コミュニティ生活圏形成事業で続けてきた「café chotto ちゃっこ」や関係人口オンラインミーティングで知り合った方々との関係も、これからも続けていけたらと思っています。

約2年住んでみて、面倒なこともありつつ、やっぱりこっちの生活が好きだなと思います。五城目には、以前に住んでいた東京とは違う季節の流れがあります。やっぱり季節の変わり目はわくわくします。わざわざ花見とか、スキーに行くとか、足を運ばなくても、その時期になればふと目にした景色、あふれる自然のなかにその変化が現れるのが好きです。もっとよく近づいてみれば、例えば春なら、池の卵が孵化していたり、

花のつぼみが膨らんでいたりと、新芽が土のなかから覗いていたり…達人と共に歩くともっと楽しい発見ができます。どんなに説明してもらってもメモをしても変わらず植物の名前を覚えられないでいますが…(笑)。

これからのこの地での目標は、もうちょっと、季節とともに訪れる「面倒なこと」をモノにしていくことでしょうか。雑草が生い茂る前にどうにかするとか、寄せた雪が固まりきる前にどうにかするとか、薪が切れる前にどうにかするとか…(笑)。長くこの地に住んでいる皆さんからしたら当たり前のことを、ずぼらな性格も相まって、お恥ずかしい結果になることもしばしば。その度「しょうがないなあ」と助けてくれる人たちに、というか、むしろ先手打って助けてくれる人たちに愛想つかされちゃう前に、ちょっとは成長しないと。それをクリアしないと、そればかりに時間とられちゃって、その先にきっとあるもっと楽しいことに出会えないですもんね。今年は、「娘のために！」というスーパー原動力をゲットしましたので、がんばれる気がします！たぶん。(笑)

町のみなさまはもちろん、いつも優しく接してくれるまちづくり課をはじめとした役場のみなさま、プロジェクトでかかわったみなさま、そして母娘のように仲良くしてくれる集落支援員の信子さん、ありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

冒頭に書きました通り、この町にはまだまだ居続けますので、町で見かけた際には家族ともども、お声掛けいただけましたら嬉しいです！



これからは「小原家」としてよろしくお願いいたします！

## 元気な歯っていいね!

3歳児歯科健康診査

# 虫歯ゼロ



### ▶ 3月3日健診

『三つ子の魂百まで・・・』といわれますが、3歳は心身の発達上、節目となり極めて重要です。

この時期に乳歯の歯列はほぼ完成するので、家族みんなで協力しあい、正しい歯の健康維持について基本を身につけましょう。



〇〇 〇〇くん  
(西野)



〇〇 〇〇くん  
(新畑町)



〇〇 〇〇ちゃん  
(新里町)



〇〇 〇〇ちゃん  
(下高崎)



〇〇 〇〇くん  
(新里町)

## さくらウオークの参加者を募集します

雀館公園を出発し、野鳥の森で自然探検をします。町緑化推進委員会から苗木のプレゼントがあります。



- ▶ 期 日 4月23日(土)
  - ▶ 時 間 午前10時 スタート (午前9時30分 受付)
  - ▶ 申し込み 先着30人、4月13日(水)まで
- ※新型コロナウイルスの影響により中止となる場合があります。

お申し込み・お問い合わせ 町観光物産協会事務局  
(町商工振興課内 ☎852・5222)

## 矢場崎自主防災会が 県優良自主防災組織表彰を受賞

3月14日、秋田市で「令和3年度秋田県優良自主防災組織表彰」が行われ、矢場崎町内会の自主防災組織が、「県優良自主防災組織」として表彰を受けられました。

本組織は、世帯カードの作成や定期的な防災訓練の実施、西磯ノ目町内会と洪水避難時の避難者受け入れの申し合わせや合同訓練を行うなど、他の模範となる活動の実施が評価され、この度の受賞となりました。



栗山正一会長(中左)と大友隆一副会長(中右)が受賞報告で町役場を訪れました。

**日帰り入浴+昼食+個室休憩が実質1円!**

ご利用期間: 令和4年3月1日~4月28日

**赤倉山荘** 期間限定 日帰り特別プラン

おひとり様 **2,001** 円 (消費税・入湯税込)

あきた春割キャンペーンご利用で、県内のお店で使える春割クーポンが **2,000** 円分もらえる!

●入浴・お食事・個室休憩全て込み!  
●お食事は赤倉名物のだまご鍋!  
●ご利用の3日前よりご予約ください。

お問合せ: 018-854-2969 (受付10:00~18:00 毎週月曜休)

※ワクチン接種証明等の提示が必要となります

**司法書士 國柄進一事務所**  
行政書士

- 相続の手続き、遺言書 ●成年後見申立書作成
- 抵当権の設定、抹消 ●不動産の売買、贈与
- 会社設立、役員変更、解散、清算

ご自宅までお伺いします。お気軽にご相談下さい。

三浦町栗原字塚野169番地1  
電話 0185-87-4343 FAX 0185-88-8838  
Mail: shihoukunitsuka@laa.itkeeper.ne.jp  
URL: https://shihoukunitsuka.com

実用性あり  
お線香・ローソク・盛筥 (16,500円〜) 好評です  
(内箱・30巻・15巻 薄型・ローソク、高級ローソクいろいろあり、各種印刷)  
〜ご予算に合わせて盛り合わせいたします〜

**タオル花輪、食品盛筥、仏具類**〜  
ご希望の日時に弊家へお届け致します  
(遠慮エリア〜青森県、山形県内〜その他地域については要相談)  
〜消防団応援の店(田島のカフェ)〜

〒985-0801 渡部陶器店 ☎852-2022

**広報「ごじょうめ」広告掲載募集中!**

▶ サイズと料金  
たて4.5cm×よこ18.0cm …… 12,000円  
たて4.5cm×よこ 9.0cm …… 6,000円  
たて4.5cm×よこ 6.0cm …… 3,600円

▶ 締め切り 発行日の1か月前

※お申し込み・お問い合わせは  
町まちづくり課(☎852・5342)

## 1 単独処理浄化槽からの 転換をお願いします

単独処理浄化槽の多くは耐用年数を経過し、破損、漏水等を起こす可能性が高くなっています。環境衛生保全のため、下水道への接続、または合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

下水道接続工事には利子補給制度、合併処理浄化槽への転換には補助制度があります。詳しくは町建設課へお問い合わせください。

- ▶合併処理浄化槽補助金額
  - ・5人槽 40万8,000円
  - ・7人槽 49万2,000円
  - ・10人槽 62万7,000円
- 町建設課 (☎852・5263)

## 1 下水道への接続に ご協力ください

下水道処理区域内にお住まいで、現在排水設備が下水道に未接続となっている方は、環境衛生保全のため、排水設備の下水道への接続をご検討ください。

下水道接続工事には利子補給制度があります。詳しくは町建設課へお問い合わせください。

町建設課 (☎852・5263)

## 水道料金の精算

1月から3月までの冬期間は、検針を行わず推定で料金をいただいております。

4月の検針で実際に使用した水量を確認し料金を精算しますので、ご理解とご協力をお願いします。

※4月から12月までは、毎月上旬に検針を行います。円滑な検針実施のため、メーターボックス上や周辺の環境を整えていただくようご協力をお願いします。

町建設課 (☎852・5133)

## 募 木材が欲しい方を募集

街路樹伐採で発生した木材(ケヤキ)を希望者に無料で差し上げます。

木材は直径10〜70号、長さ約1mです。なお、下記の引取場所に来ていただける方のみとします。

- ▶募集期間 4月11日(月)〜28日(休)
- ▶引取期間 5月23日(月)〜31日(休)
- ▶引取時間 午前9時〜午後4時
- ▶引取場所地図



町建設課 (☎852・5263、✉toshiseibi@town.gojome.lg.jp)

## 1 水田からの濁水流出防止に ご協力ください

浅水代かき等の実施により、代かきから田植え期に排出される「濁水」の削減に努めましょう。

県生活環境部環境管理課 八郎湖環境対策室 (☎860・1631)

## 募 求職者のための公共職業訓練 受講生を募集

- ▶訓練期間 6月2日(休)〜11月29日(火) (6か月)
- ▶訓練科(定員) CAD・NC技術科(旧テクニカルオペレーション科・15人)
- ▶訓練時間 午前9時30分〜午後3時40分
- ▶会場 ポリテクセンター秋田(潟上市)
- ▶募集期間 4月26日(火)まで

▶受講料 無料(テキスト代等は自己負担)  
▶応募資格 ハローワークに求職申込をされた方で、新たな技術・技能を身につけて再就職を希望される方

※毎週木曜日に施設見学会を行っています(雇用保険受給中の方は就職活動として認められます)。

町・町 ポリテクセンター秋田 (☎873・3178)

## 募 環境と文化のむらイベント 体験教室・自然観察会のご案内

●夏のお供にコケ玉づくり①②

- ▶日時 6月17日(金)、19日(日)
- ▶会場 環境と文化のむら(野鳥の森)
- ▶時間 午前10時〜正午
- ▶参加費 無料

※それぞれ、開催日1か月前の午前9時から参加の申し込みを受け付けます。

町・町 県環境と文化のむら (☎852・2202)

## 1 戦没者等のご遺族の皆さま 特別弔慰金請求手続きはお済みですか？

戦没者等のご遺族に、第11回特別弔慰金が支給されます。請求期限を過ぎると、この弔慰金を受ける権利がなくなります。手続きをしていない方はお早めにご請求ください。

▶支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に、特別弔慰金が支給されます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

- ②戦没者等の子
  - ③戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有して

いること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▶支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▶請求期限 令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

▶請求窓口 町住民生活課 町住民生活課 (☎852・5112)

## 1 新型コロナウイルス自宅療養者へ 給付金を支給します

県では、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養をされた方に、給付金(1人あたり3万円)を支給します。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

町・町 県新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金コールセンター

- (☎0120・515・153)
- 受付時間 午前9時〜午後6時
- ホームページURL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/62681>

## 募 書道通信講座の 受講生を募集

講師のお手本をもとに練習し、月1回提出されたものを添削指導します。

3月に成果発表として、受講生の書道展を開催します。

- ▶受講料 1,000円(年間)
- ▶定員 20人
- ▶申込期限 4月28日(木)
- 町・町 町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

## 募 いそろう 率浦大学の生徒を募集

月に1回程度、様々な分野の学習講座、体力づくりなど生徒の皆さんのニーズに沿った学習会を予定しています。

- ▶開催期間 4月から翌年3月まで
- ▶対象 町内在住の60歳以上の方
- ▶申込期限 4月12日(火)
- 町・町 町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

## 募 シドケの収穫体験を 行います

友愛館のシドケの収穫体験をしてみませんか。希望する方には、シドケの生育状況を見ながら、のちほど詳細をお知らせします。

- ▶実施時期 5月上旬〜中旬
- ▶定員 20人程度
- 町・町 町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

## 1 秋田県プレミアム飲食券を 発行します

県では、新型コロナウイルス感染症で多大な影響を受けた県内の飲食事業者を応援するため、お得な「秋田県プレミアム飲食券」を発行します。

- ▶内容 4,000円で5,000円分の飲食券(1,000円券5枚)を購入できます。※購入は何度でも可能です。
- ▶利用期間 4月20日(休)(予定)〜12月31日(出)

- ▶購買方法 ①コンビニエンスストアで飲食券(セット)を購入 ②スマートフォンで電子チケットを購入

※加盟店などの詳細は、特設ページをご覧ください。

●ページURL <https://www.akita-premium.com/>

町「秋田県プレミアム飲食券」サポートデスク(コールセンター)

☎0120・662・256

●受付時間 午前9時〜午後6時(平日・土日祝日) ※年末年始を除く



# ルールを守ってたのしい暮らし

## 春の全国交通安全運動が始まります

実施期間：4月6日(水)から4月15日(金)まで  
4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

いよいよ新年度がスタートします。それぞれが新しい生活を送るにあたって、ちょっとした油断・気持ちの緩みから思いがけない事故に巻き込まれる可能性があります。家族で声を掛けあい、ゆとりのある行動に心がけましょう。

令和4年飲酒運転等追放競争結果 1位(全県25市町村) 令和4年2月末現在

甘口漬けたくあん

れもん大根

**JAあきた湖東の漬物ブランド**

## 清流ほたるの郷

JA農産物直売所  
「湖東のやさしい畑」  
☎893-6230

## 乗務員募集

若干名募集。  
履歴書持参のうえお越しください。  
委細面談のうえ、決めさせていただきます。  
連絡お待ちしております。

**湖東タクシー(有)**  
五城目町字藪ノ木64-13 ☎018-852-2130

受付時間：2020年5月から、  
お申し込みのうえお越しください。  
お申し込みは、お電話でも受け付けています。  
ご質問のほどよろしくお問い合わせください。  
朝7時〜夜12時まで

## 従業員募集

募集人数 若干名  
勤務地 五城目町高崎地内  
職種 安全仮設資材のメンテナンス  
加入保険 雇用 労災 健康 厚生  
休日 週休二日制 年末年始 夏季休暇  
詳細は下記へお問い合わせください

**株)タカヨシ実業** ☎080・1824・5471

# 4月町民カレンダー

○内の数字は掲載ページです。  
五小 五城目小学校 五一中 五城目第一中学校

日	月	火	水	木	金	土
					1 ▶町交通指導隊・ 町防犯指導隊任命式 13:30~町役場	2
3 ▶春の火災予防運動⑩ 全町・9日まで ▶消防団 火災防ぎょ訓練 10:00~町内	4 CM 5:25 (秋田朝日放送)	5	6 ▶春の全国 交通安全運動⑩ 全町・15日まで ▶五城目小、 五城目一中 新任式・始業式	7 ▶五城目小入学式 10:00~五小 ▶五城目一中入学式 13:30~五一中	8	9
10 ▶交通事故死ゼロを 目指す日⑩ ▶ごじょうめ朝市plus+ 9:00~朝市通り	11	12	13	14	15 CM 15:40 (秋田朝日放送)	16
17 ▶ごじょうめ朝市plus+ 9:00~朝市通り	18 ▶五一中PTA・ 部活動後援会各総会 13:25~五一中	19 ▶食育の日	20	21	22 ▶町合同入社式 10:00~五城館	23
24	25	26	27 ▶町防犯協会総会 18:00~町役場	28 ▶五小PTA授業参観・ 総会・学級懇談 12:45~五小	29 昭和の日	30 ▶男鹿湯上南秋中学校 春季体育大会1日目 各会場・5月1日まで

※CMの放映時間は目安です。



# 2022年 5月ごみ収集日程表

可燃ごみ	収集町内		収集日	曜日
	新里町・広ケ野・希望ケ丘・田町・上田町・今町 御蔵町・小池町・川原町・新町・一番町・古川町 紀久栄町・仲町・長町・米沢町・築地町・畑町・新畑町	馬場目地区・富津内地区・内川地区 大川地区全域	2日・9日・12日 16日・19日・23日 26日・30日	月・木 火・金
雀館・昭辰町・館町・中川原 矢場崎・東磯ノ目・西磯ノ目・馬川地区全町内 森山地区・ななくら(仮称)		7日・11日・14日 18日・21日・25日 28日	水・土	

資源ごみ	収集町内		空きビン類	空きカン類
			ガラス類他	金属類他
馬場目地区・富津内地区・内川地区		9日(月)	23日(月)	
新里町・広ケ野・希望ケ丘・馬川地区(樋口・岩城町を除く) 森山地区・下樋口・石崎・西野・谷地中・曙町		10日(火)	24日(火)	
今町・御蔵町・小池町・川原町・仲町・長町 米沢町・雀館・昭辰町・大川(1組~7組)		11日(水)	25日(水)	
築地町・畑町・新畑町・東磯ノ目 西磯ノ目・矢場崎・ななくら(仮称)		12日(木)	26日(木)	
田町・上田町・新町・一番町・古川町 紀久栄町・館町・中川原・樋口・岩城町		13日(金)	27日(金)	

資源ごみ	ペットボトル	4日・18日(水) (全町)
古紙類 新聞・雑誌類 ・段ボール・紙パック		5城目地区・馬川地区 馬場目地区・富津内地区・内川地区・大川地区・森山地区
		14日(土) 28日(土)

◆収集日にご注意ください。  
5月3日(火)憲法記念日、4日(水)みどりの日、5月5日(木)こどもの日は、可燃ごみの収集を休みます。  
※収集に関するお問い合わせは、住民生活課(☎852・5112)まで

◆次のことを必ず守ってください。  
ごみ袋は、必ず氏名を書いて、午前8時までにだしてください。  
大量のごみが出る場合は、町の許可業者へ処理を依頼してください。

- ①(拘)丸ノ内サービス (☎845・7099)
- ②加藤商事(株) (☎852・2960)
- ③五城目町シルバー人材センター (☎853・8701)

## 町長の主な予定(4月)

- 1/定期人事異動辞令交付式(役場)、交通指導隊・防犯指導隊任命書交付式(役場)
- 7/五城目小入学式、五城目一中入学式
- 15/町村会正副会長会議(秋田市)
- 22/合同入社式(町内)
- 28/総合教育会議(役場)

※2月の町長交際費の支出はありません。

## 南秋地域広域マイタウンバスのダイヤが変わりました

令和4年3月12日から、広域マイタウンバスのダイヤが変更となりました。運賃はこれまでどおり、五城目町内から八郎瀨町内までは200円、大瀨村内までは400円です(小児、障がい者はそれぞれ半額)。詳しくは、各ご家庭にお配りしている時刻表または町ホームページをご確認ください。秋田中央トランスポート五城目営業所にて、お得な定期券も販売中です。



お問い合わせ 南秋地域公共交通活性化協議会 事務局  
町まちづくり課 (☎852・5361)

「一歩を踏み出す勇気」 661  
「心をつなぐ」 671  
「未来を拓く」 681

## 4月は粗大ごみを収集します

町指定のごみ袋に入らない大きなごみを収集します。  
(ごみ袋に入る場合は、可燃・不燃ごみの日に出してください)  
町内会の指定収集場所に、午前8時までお持ちください。

対象地区(町内名)	収集日
大川地区全域	4月4日(月)
馬川地区(樋口・岩城町を除く)・森山地区	4月5日(火)
富津内地区・内川地区	4月7日(水)
馬場目地区	4月1日(金)
新里町・広ケ野・希望ケ丘・東磯ノ目・西磯ノ目・矢場崎・ななくら(仮称)	4月19日(火)
仲町・長町・米沢町・雀館・昭辰町・館町・中川原・樋口・岩城町	4月18日(月)
築地町・畑町・新畑町・田町・上田町	4月15日(金)
今町・御蔵町・小池町・川原町・新町・一番町・古川町・紀久栄町	4月21日(木)
全町【午前9時~午後4時 町ストックヤード(小倉)】 会場で粗大ごみを直接受け付けします。 ※票せんも会場で販売	4月24日(日)

## 注意

1. 以下の寸法より大きいものは収集しません。  
幅1.2m、長さ2.0m、高さ1.0m以内
  2. 処理手数料として、粗大ごみと書かれた**緑色の票せん**を一品につき一枚つけてください。
  3. **緑色の票せん**が付いていないもの、氏名の書かれていないもの、しっかりとこん包できていないものは収集しません。  
※青色の票せんは使用できません。
  4. 粗大ごみの中に**他のごみを入れない**でください。
  5. 雨どい、トタン、煙突等の建築廃材は収集しません。
- ※お問い合わせは、町住民生活課(☎852・5112)まで

